

令和5年度 栃木県私立高等学校等 奨学のための給付金

栃木県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の世帯に対して、返済不要の給付金『奨学のための給付金』を支給します。

つきましては該当者は、必要書類をご用意の上、ご申請ください。

(授業料を支援する「就学支援金」とは異なる制度ですので、改めて申請が必要です。)

1. 対象世帯

- 生活保護受給世帯
- 住民税所得割非課税世帯 (保護者が2人いる場合は、2人とも要件を満たすこと)
- 家計急変による非課税相当世帯

上記いずれかの世帯に該当し、
かつ栃木県に住所を有する世帯が対象です。

2. 提出期限

世帯の区分	提出締切日	提出先
生活保護（生業扶助）世帯	令和5年9月1日（金）	各クラス担任
住民税所得割非課税世帯		
家計急変世帯 可能な限り事由発生から1ヶ月以内にご申請ください。	令和6年1月15日（月）	

3. 給付金額・時期・方法

世帯の区分		給付金額	給付時期	給付方法	
1 生活保護（生業扶助）世帯		52,600円	11月～ 12月予定	申請者の 口座へ 栃木県から 直接振り込ま れます	
2 住民税所得割非課税世帯	①第1子（②以外）	137,600			
	②第2子以降	（ア） 2人目以降			152,000円
		（イ） 世帯に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる			
（ウ） 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる					
3 家計急変世帯	①第1子（②以外）	137,600円	11月以降随時		
	②第2子以降	（ア） 2人目以降			152,000円
		（イ） 世帯に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる			
（ウ） 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる					

※上記給付額は、令和5年7月1日までに家計が急変した場合の額です。令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、月割額の支給となります。

※上記給付額は、令和5年7月1日までに家計が急変した場合の額です。令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、月割額の支給となります。

4. 提出書類について（生活保護・住民税所得割非課税世帯）

世帯の区分		提出書類
1. 生活保護世帯 (生業扶助)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 栃木県奨学のための給付金（私立）受給申請書（申請書は2枚一組です） 2. 振込口座指定申出書 申請者名義の通帳のコピーを貼付 3. 生活保護（生業扶助）を受給していることを証する書類 担当の福祉事務所に記入を依頼し、証明を受けた書類（原本）
2. 住民税所得割非課税世帯	①第1子 (②以外)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 栃木県奨学のための給付金（私立）受給申請書（申請書は2枚一組です） 2. 非課税世帯であることを確認する書類 ※保護者が2人いる場合は2人分 保護者の下記のいずれかの書類を1点 <ul style="list-style-type: none"> ●「令和5年度 課税（非課税）証明書」の原本 ●「令和5年度 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」の写し ●「令和5年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書」の写し 3. マイナンバーカード確認書類等貼付台紙 ※保護者が2人いる場合は2人分を貼付 <p>下記（1）・（2）の両方の書類を貼付のうえ提出</p> <p>（1）マイナンバーがわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下記から1点を選択 <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードの裏面の写し ●マイナンバー通知カードの写し※記載された事項に変更がない場合のみ ●マイナンバーの記載のある住民票抄本等※の原本 <p>※親権者もしくは生計維持者以外は表示させない</p> <p>（2）身元確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下記から1点もしくは2点を選択 <ul style="list-style-type: none"> ●顔写真がある書類の写しの場合は下記から1点 (例) マイナンバーカードの表面、免許証、パスポート、障害者手帳等 ●顔写真がない書類の写しの場合は下記から2点※ (例) 健康保険証、共済組合員証、源泉徴収票、国民年金手帳、公共料金領収証、公的機関が発行した身分証明書、住民票 <p>※（1）で住民票の原本を選んだ方は1点で可とする</p>
	(ア) 2人目以降	
	②第2子 以降	<p>(イ) 世帯に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる</p> <p>(ウ) 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる</p>
		<ol style="list-style-type: none"> 4. 振込口座指定申出書 申請者名義の通帳のコピーを貼付 5. 健康保険証貼付台紙 兼 扶養誓約書 申請に係る高校生等が通信制以外で、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合のみ提出

【提出書類で『3. マイナンバーカード確認書類等貼付台紙』を選択される方へ】

マイナンバーカードを用いてご申請される方は、

必ずご自身で住民税所得割が非課税（0円）であることを（この給付金の対象者であることを）ご確認のうえご申請ください。

マイナンバーカードでご申請された場合は、学校では非課税世帯かどうかの照会・確認ができませんので、ご了承ください。

5. 提出書類について（家計急変世帯）

世帯の区分		提出書類
3. 家計急変世帯	①第1子 (②以外)	<p>1. 栃木県奨学のための給付金（私立）受給申請書【家計急変世帯用】</p> <p>2. 振込口座指定申出書 申請者名義の通帳のコピーを貼付</p> <p>3. 収入状況確認書類提出票 ①②③の書類を全て添付、④は該当する場合のみ</p>
	(ア) 2人目以降	<p>①家計急変の発生事由及び日付を証明する書類 例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書 破産宣告通知書、廃業等届出、家計急変発生前後の給与明細など</p>
	(イ) 世帯に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる	<p>②家計急変後の収入を証明する書類 例) 直近3ヶ月の給与明細、勤務先作成の給与見込、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類、 (自営業の場合) 収入申告書など</p>
②第2子以降	(ウ) 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる	<p>③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 例) 扶養親族全員の健康保険証の写し 「健康保険証貼付台紙 兼 扶養誓約書」に保険証の写しを 貼り付けて提出</p> <p>④保護者等の1人が控除対象配偶者であることを確認するための書類 (該当者のみ提出) 例) 令和5年(2023)年度課税証明書(控除対象配偶者の有無の記載) 令和5年(2023)年度住民税課税決定通知書の写し</p>

Q1：住民税所得割非課税世帯とは？

A1：



住民税所得割非課税世帯とは・・・

市民税「所得割」及び 県民税「所得割」の欄が「0円」
もしくは「空欄」の方です！

※均等割（「市民税3,500円」＋「県民税2,200円」＝「年税額5,700円」）
を課税されている方も、「所得割」が非課税（0円）でしたらこの給付金の対象
となります。

ただし、保護者が2人いる場合は、
2人とも住民税所得割が非課税である必要がありますので
ご注意ください！

〈所得割額の確認方法〉

- ①所得課税証明書もしくは非課税証明書（各市町村窓口で取得）
所得割が非課税（0円）であるかご確認ください。

所得・課税証明書						
所得者	住所				生年月日	
	氏名					
令和5年度 (令和4年分)	合計所得金額	市民税		県民税		年税額
		所得割	均等割	所得割	均等割	
		0円		0円		
所得の内訳	給与所得	所得控除の内訳	社会保険料控除			
			生命保険料控除			
			配偶者控除			
			基礎控除			
			控除合計額			
			扶養	一般 特定 老人 同居老親 16歳未満	本人 配偶者及び扶養親族 障害 普通障害 特別障害 同居特障	
第〇〇〇〇号 令和5年〇月〇日						
〇〇市長 樹徳 太郎						

※各市町村で書式は異なります。

- ②マイナポータル（政府運営オンラインサービス）
<https://myna.go.jp> ※マイナンバーカードをお持ちの方のみ確認できます。
- ③特別徴収税額通知書
※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合
- ④住民税納税通知書
※直接市町村へ市県民税を納税している場合

Q2：家計急変世帯とは？

A2：

以下の条件を満たす世帯です。

1. 生活保護（生業扶助）を受けていない世帯。
2. 令和5年1月から同年12月までに発生した家計急変による経済的理由で、家計急変後1年間の保護者等全員の収入見込額が住民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯。
(災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません)

〈住民税所得割非課税世帯の年収目安〉

- 保護者等1名の場合
または保護者等2名で、うち1名が控除対象配偶者の場合

世帯人数	所得見込額 (自営業)	年収見込額 (給与所得者)
2人世帯	1,350,000 円以下	2,042,857 円未満
3人世帯	1,470,000 円以下	2,214,286 円未満
4人世帯	1,820,000 円以下	2,714,286 円未満
5人世帯	2,170,000 円以下	3,214,286 円未満

※この場合の年収とは、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた金額、給与所得者の場合は交通費手当を除く給与収入の総額をいいます。
収入見込額には、退職金、失業手当は含めないものとします。

Q3：栃木県以外に住んでいる場合は？

A3：

「奨学のための給付金」は、保護者の方がお住まいの（住民票が存在する）都道府県へ申請していただく必要があります。
群馬県にお住まいの方（群馬県に住民票が存在する）は、群馬県用の申請書で学校へご申請ください。
群馬県・栃木県以外にお住まいの保護者様は各自でお住まいの都道府県にご申請をお願いいたします。
詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

樹徳高等学校 総務室

「奨学（しょうがく）のための給付金」

担当：生形

TEL：0277-45-2258